

改正の目的

経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、令和6年度から時間外労働の限度時間が設定される(=働き方改革法施行)こと等を踏まえ、その担い手である運転者の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善する必要があること等に鑑み、所要の措置を講じる。

改正の概要

【公布日：平成30年12月14日】

1. 規制の適正化

① 欠格期間の延長等

法令に違反した者等の参入の厳格化

- ・ 欠格期間の延長(2年⇒5年)
- ・ 処分逃れのため自主廃業を行った者の参入制限
- ・ 密接関係者(親会社等)が許可の取消処分を受けた者の参入制限 等

② 許可の際の基準の明確化

以下について、適切な計画・能力を有する旨を要件として明確化

- ・ 安全性確保(車両の点検・整備の確実な実施等)
- ・ 事業の継続遂行のための計画(十分な広さの車庫等)
- ・ 事業の継続遂行のための経済的基礎(資金) 等

③ 約款の認可基準の明確化

荷待時間、追加的な附帯業務等の見える化を図り、対価を伴わない役務の発生を防ぐために基準を明確化

→ 原則として運賃と料金とを分別して收受

=「運賃」: 運送の対価 「料金」: 運送以外のサービス等

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化 (許可後、継続的なルール遵守)

① 輸送の安全に係る義務の明確化

事業用自動車の定期的な点検・整備の実施 等

② 事業の適確な遂行のための遵守義務の新設

- ・ 車庫の整備・管理
- ・ 健康保険法等により納付義務を負う保険料等の納付

3. 荷主対策の深度化 ※「荷主」には元請事業者も含まれる。

トラック事業者の努力だけでは働き方改革・法令遵守を進めることは困難(例: 過労運転、過積載等)

→ 荷主の理解・協力のもとで働き方改革・法令遵守を進めることができるよう、以下の改正を実施

① 荷主の配慮義務の新設

トラック事業者が法令遵守できるよう、荷主の配慮義務を設ける

② 荷主勧告制度(既存)の強化

- ・ 制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者を追加
- ・ 荷主勧告を行った場合には、当該荷主の公表を行う旨を明記

③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設

【令和5年度末までの時限措置】

- (1) トラック事業者の違反原因となるおそれのある行為を荷主がしている疑いがある場合
→ ① 国土交通大臣が関係行政機関の長と、当該荷主の情報を共有
② 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、荷主の理解を得るための働きかけ
- (2) 荷主への疑いに相当な理由がある場合
→ 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、要請
- (3) 要請をしてもなお改善されない場合
→ 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、勧告+公表

荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合 → 公正取引委員会への通知

4. 標準的な運賃の告示制度の導入 【令和5年度末までの時限措置】

【背景】 荷主への交渉力が弱い等

→ 必要なコストに見合った対価を收受しにくい

→ 結果として法令遵守しながらの持続的な運営ができない

法令遵守して運営する際の参考となる運賃が効果的

標準的な運賃の告示制度の導入

(労働条件の改善・事業の健全な運営の確保のため) 国土交通大臣が、標準的な運賃を定め、告示できる

5. その他

事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに国土交通大臣に届け出なければならないこととする

改正の目的

経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、令和6年度から時間外労働の限度時間が設定される(＝働き方改革法施行)こと等を踏まえ、その担い手である運転者の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善する必要があること等に鑑み、所要の措置を講じる。

改正の概要

【施行日：令和元年11月1日】

1. 許可申請の処理方針

① 事業の継続遂行のための経済的基礎の審査の厳格化

- ・人件費、燃料油脂費、修繕費等の計上期間を(2ヶ月分⇒**6ヶ月分**)へ変更
- ・車両費、建物費、土地費の計上期間を(6ヶ月分⇒**1ヵ年分**)へ変更

② 法令遵守規定の厳格化

- ・貨物自動車運送事業法及び道路運送法の違反により、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分等を受けた者の申請ができない期間が3ヶ月間(悪質な違反については6ヶ月間)から**6ヶ月間**(悪質な違反については**1年間**)へ変更

2. 事業計画変更等に関する処理方針

① 事業用自動車の数の変更の認可

・基準車両数(5両)を下回る減車及び基準車両数を下回っている状態での車両数変更、変更に係る営業所における行政処分の累積違反点数が12点以上である場合、申請日前1年間に、地方貨物自動車運送適正化実施機関(以下「地方実施機関」という。)が行う巡回指導による総合評価において、「E」の評価を受けている場合、増車を行う場合であって、申請日前3ヶ月以内の事業用自動車の増加率が当該営業所に配置されている事業用自動車の数の30%以上となるもの等について、認可申請にて処理する。

② 法令遵守規定の厳格化

・事業規模の拡大となる申請について、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分等を受けた者の申請の喪の期間を3ヶ月間(悪質な違反については6ヶ月間)から**6ヶ月間**(悪質な違反については**1年間**)へ変更する他、申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、申請に係る営業所(営業所新設の場合は関東運輸局管内全ての営業所)に関し、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において「E」の評価を受けた者でないこと(巡回指導時に指摘を受けた全ての項目について改善報告を行っている場合は除く)、申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、当該申請に係る営業所にて、自らの責による重大事故を発生させていないこと等の要件を追加

3. 標準処理期間

・運輸局長権限及び運輸支局長権限の事案で、運行管理及び整備管理体制等の審査を要する案件について、標準処理期間を**1ヶ月延長**

4. 「許可申請の処理方針について」の細部取扱について

① 営業所、休憩睡眠施設、自動車車庫の写真の提出について

・営業所、休憩睡眠施設について、必要な備品が備えられているか確認するため、自動車車庫について、事業用自動車を適切に収容することができ、他の用途に使用される部分と明確に区画されていることを確認するため、**申請時等に写真の添付を求める**こととする。

② 損害賠償能力(対物保険の要件追加)について

・加入すべき任意保険等の賠償額について、対人賠償額無制限の要件の他、**財産の損害賠償に係るものについて、一事故について保険金の限度額が200万円以上のものである**ことを追加する(罰則あり:100万円以下の罰金)

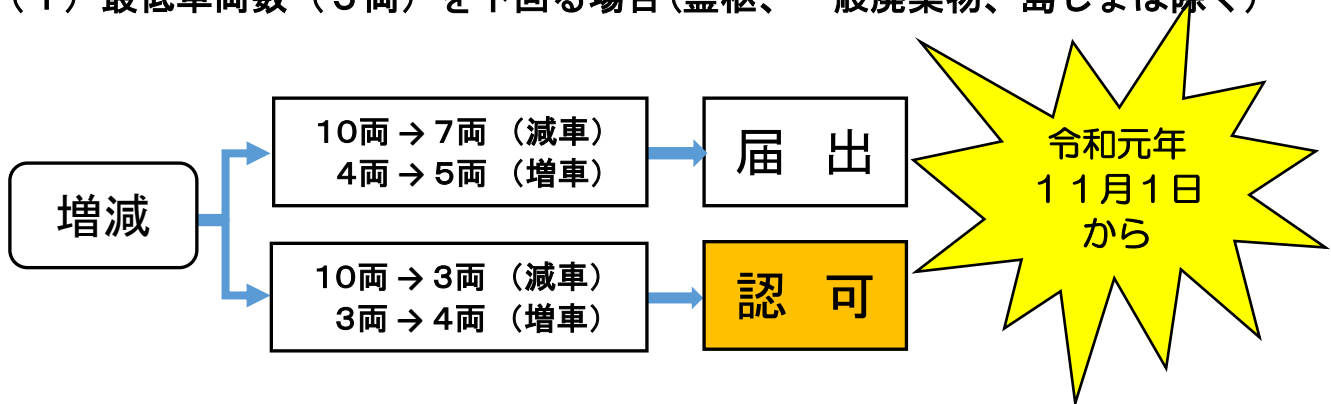
5. 各種URL

- ・事業法改正関係 : <http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha.tk4.000084.html>
- ・処理方針等改正関係 : <http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s.kanagawa/riku.truck.html>
- ・令和元年11月1日以降適用の新様式(事業計画変更用):PDF版 <http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s.kanagawa/date/hk.jihenyousiki.191101.pdf>
Excel版 <http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s.kanagawa/date/hk.jihenyousiki.191101.xlsx>

トラック運送事業者の皆様へのお知らせ

平成30年12月に改正された貨物自動車運送事業法により、令和元年11月1日から、営業所に配置する事業用自動車の減車または増車については、下記(1)～(3)に該当する場合は、届出ではなく**認可**を受ける必要があります。

(1) 最低車両数(5両)を下回る場合(霊柩、一般廃棄物、島しょは除く)



(2) 増車する車両数が、申請日から起算して3ヶ月前時点の車両数の30%以上であり、かつ、11両以上である場合

※増車する車両数とは、今回増車する数と3ヶ月以内に増加した数を合算した数

	申請後の 配置車両数(a)	申請日から起算し て3ヶ月前時点の 配置車両数(b)	差 (c)=(a)-(b)	割合 (c)÷(b)×100	方法	備考
例1	12	10	2	20	届出	割合30%未満かつ差が10両以下のため
例2	15	10	5	50	届出	30%以上だが差が10両以下のため
例3	48	37	11	29.7	届出	11両以上だが割合30%未満のため
例4	47	36	11	30.5	認可	30%以上かつ11両以上

(3) 以下のイ～ハに該当する場合、増車は認可申請となります。

イ 申請者と法第5条第3号に準ずる密接な関係者が貨物運送事業の許可取消し後5年を経過しない者である場合

ロ 変更に係る営業所の行政処分の累積点数が12点以上である場合

ハ 変更に係る営業所が、申請日前1年間に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関による巡回指導の総合評価で「E」の評価を受けている場合

申請内容チェックシート

申請前に以下のフローチャートで申請内容(認可or届出)をご確認下さい。

